

旭公大第73号
令和8年3月27日

旭川市長 今津寛介様

旭川市公立大学法人評価委員会
委員長 五十嵐敏文様

公立大学法人旭川市立大学中期計画変更に対する意見について（通知）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づいて公立大学法人旭川市立大学が定める中期計画変更について法第78条第4項の規定により、旭川市公立大学法人評価委員会として令和8年3月16日に会議を開催し、その会議内容を踏まえて令和8年3月27日付けで公立大学法人旭川市立大学より受理した公立大学法人旭川市立大学中期計画の変更について適当であると認めます。